議案第１０６号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和３７年小田原市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条の３第２項中「１００分の１６７．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１６７．５、１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」に改める。

第２条　小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条の３第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１６７．５、１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」を「１００分の１７０」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

令和　８　年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

国家公務員の給与制度に準じて、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き上げるため提案するものであります。